

【農地法 4・5条許可申請 必要書類一覧】

その1

■必須書類

	書類名	内 容	部数	確認
1	許可申請書	4条：様式3-1 5条：様式3-2	2部	<input type="checkbox"/>
2	許可申請書続紙	様式3-3（4・5条共通）	2部	<input type="checkbox"/>
3	住民票	原則不要（その2：10の様子別途農業委員会が必要と認める場合は提出いただく場合があります）	各2部	<input type="checkbox"/>
4	土地登記事項証明書	法務局・全部事項証明書（原本）	2部	<input type="checkbox"/>
5	位置図	都市計画課・1/10000の都市計画図に申請地を赤色で表示し、公共施設（役場・駅）から申請地までの直線距離を表示したもの（A3・横で提出）	2部	<input type="checkbox"/>
6	付近状況図	都市計画課・1/2500の地形図に、申請地を赤色で表示し、申請地を中心とした半径約500mの国・県道の路線名及び河川名を表示したもの（A3・横で提出）	2部	<input type="checkbox"/>
7	公図の写し	法務局・申請地及びその周囲の土地の地番・地目を記入したもの（登記官の公印のないものは行政書士等が原本に相違ないことを職権により証明すること）	2部	<input type="checkbox"/>
8	建物施設配置図	建設しようとする建物または施設の面積・位置を表示する図面で、道路・用排水計画等を附記したもの	2部	<input type="checkbox"/>
9	資金調達証明書	融資証明書・残高証明書・議決予算書等、転用行為を行うのに必要な資力等を確認できるもの	2部	<input type="checkbox"/>

※許可申請書・許可申請書続紙以外の書類は、2部のうち1部は写しで可。

（写しを添付する場合は行政書士等が職権により原本に相違ないことを証明すること 証明が困難な場合は原本の添付をお願いします。また本人申請の場合は別途ご相談ください。）

※図面等は、すべてA3・横で添付をお願いします。

【農地法４・５条許可申請 必要書類一覧】

その２

■必要に応じて添付する書類

	書類名	内 容	部数	確認
10	所有者であることを証する書面	申請者が土地登記事項証明書に記載された所有名義と異なる場合 (例) 相続が未登記の場合 → 戸籍謄本等 住所変更の場合 → 住民票抄本等	2部	<input type="checkbox"/>
11	土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合	2部	<input type="checkbox"/>
12	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意書	同意を要する場合	2部	<input type="checkbox"/>
13	農地復元計画書	一時転用の場合	2部	<input type="checkbox"/>
14	平面図・縦断面図・横断面図	必要に応じて、または地下資源採取及び一時転用による埋立・盛土の場合	2部	<input type="checkbox"/>
15	耕作者等の同意があったことを証する書面	申請に係る農地について、地上権・永小作権・質権または賃借権等転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合には、その者の同意書	2部	<input type="checkbox"/>
16	所有者の同意があったことを証する書面	所有権以外の権限に基づいて申請する場合	2部	<input type="checkbox"/>
17	単独申請行為該当事由を証する書面	連署しないで法第5条の規定による許可申請をする場合（競売期日の調書・公売の売却決定通知書・遺言書の写し等）	2部	<input type="checkbox"/>
18	関連する許認可等があったことを証する書面の写し	関係法令の許認可届出などを要する場合は、その手続きを了しているか、もしくは許認可の見込みがあることを証する書類	2部	<input type="checkbox"/>
19	土地造成計画書	申請地面積が500㎡を超える場合	2部	<input type="checkbox"/>
20	法人登記事項証明	法人の場合	2部	<input type="checkbox"/>
21	定款、寄付行為または規約の写し	法人の場合・原本と相違ない旨の証明があるもの	2部	<input type="checkbox"/>
22	委任状	申請手続きを第三者に委任する場合	2部	<input type="checkbox"/>
23	その他参考となる資料	農業委員会が必要と認めて提出を求めた場合	2部	<input type="checkbox"/>

※毎月20日～24日（開庁日のみ）受付、翌月8日頃農業委員会総会。